

正 誤 表

令和4年5月14日付け

香川県砕石事業協同組合・香川本著者

●香川本所収の数年間の出題文・解説文に記載ミスがあり、まとめてお知らせいたします。
ご利用の方にご迷惑をおかけしますこととお詫びいたします。

次の1～5の誤記は、ご訂正のうえ、ご理解ください。

特に、1の表中の防火欄の二級火薬庫の内容は、たびたび出題されていますから、ご注意ください。

(注) 要するに「**二級火薬庫も一級火薬庫と同様に、幅2メートル以上の空地、貯水槽、警戒札が必要**」ということ

- 1 **完全対策** 34 ページ 火薬庫の構造・設備の基準 の表
赤字が正しい

	一級火薬庫	二級火薬庫	三級火薬庫
	略		
屋 根	外面は金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し	/ 一級に同じ	屋根は鉄鋼セメントモルタル仕上げ等耐火性であって・・・
避雷装置	必ず設ける	できるだけ設ける	—
周 囲	必ず土堤で囲む	できるだけ土堤で囲む	土堤または簡易土堤で囲む
防 火	境界に沿い、幅2m以上の空地。 付近に貯水槽、警戒札を建てる	/ 一級に同じ	入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれのない側に設け、火薬庫の外側に注水し得る設備を設ける

- 2 **完全対策** 62 ページ 中央付近 出題文の誤記

○ハ: 爆薬の譲渡および消費の許可を・・・ → ○ 爆薬の譲受および消費の許可を・・・

- 3 **完全対策** 130 ページ 出題文の誤記

令1甲 問14 ハ、爆薬の譲渡および消費の許可を・・・ → 爆薬の譲受および消費の許可を

- 4 **過去問5年** 92 ページ 出題文の誤記

問14 (令1甲) ハ、爆薬の譲渡および消費の許可・・・ → 爆薬の譲受および消費の許可・・・

- 5 **図解CD・法令** Ver1 スライド215 (注) ただし、Ver2以降は訂正しています。

問14 (令1甲) ハ の出題文の誤記

ハ、爆薬の譲渡および消費の許可・・・ → 爆薬の譲受および消費の許可・・・

●以下の誤記・訂正箇所は、受験に際しての正誤判断に直接関係するものではありません

完全対策 47 ページ および 112 ページ の出題文の誤記

令3共通 問5 イ・・・必要であると認めた期間 → ……必要であると認めて定めた期間

完全対策 80 ページ の出題文の誤記

令 3 甲 問 16 ハ. . . 措置を講じた。 → . . . 措置を講じた後に点火した。

完全対策 115 ページ の出題文の誤記

問 20 (令 3 乙) ◆ニ. 電気発破の点火スイッチは . . . → 電気発破器の点火スイッチは . . .

完全対策 126 ページ の出題文の誤記

問 5 (令 1 共通) ロ. . . 変更を生じたときは、その書換を . . .

→ 変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県知事または指定都市の長に届け出て、その書換を . . .

過去問 5 年 4 ページ の出題文の誤記

問 5 (令 3 共通) イ. . . 必要であると認めた期間 → . . . 必要であると認めて定めた期間

過去問 5 年 20 ページ の出題文の誤記

問 5 (令 1 共通) ロ. 変更を生じたときは、その書換を . . . → 変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県知事または指定都市の長に届け出て、その書換を . . .

過去問 5 年 48 ページ の出題文の誤記

問 20 (令 3 乙) ◆ニ. 電気発破の点火スイッチは . . . → 電気発破器の点火スイッチは . . .

過去問 5 年 56 ページ の出題文中の表内の誤記

問 13 (令 1 乙) の表中 第一種保安物件に対する保安距離 → 第二種保安物件に対する保安距離

過去問 5 年 68 ページ の出題文の誤記

問 11 (29 乙) 二. 同一の三級火薬庫に無煙火薬、実包および導爆線を同時に貯蔵できる → 導火線
(注) 誤記の導爆線であっても同時に貯蔵できます。

過去問 5 年 78 ページ の出題文の誤記

問 16 (令 3 甲) ハ . . . 措置を講じた。 → 措置を講じた後に点火した。

過去問 5 年 87、95、103 ページ 解説文の誤記

2 消費の場合 の表の下の (注) の文中 . . .、建設用びょう打銃など . . .
→ 建設用びょう打銃用空包など

過去問 5 年 121 ページ 計算式の数値の誤記

○198 黒色火薬 20 トン、含水爆薬 30 トン、導爆線 200 キロメートル

→ 爆薬換算 $20/2+30/1.2+200/50=10+25+4=40$ トン → 39 トン

●次の箇所は、規則改正 (令 4.1.15 施行) 後の条文の解釈を誤っていると判断しましたので、該当箇所の記載を変更します。なお、本年度の試験に、この解釈に基づき出題されることはありません。

完全対策 128 ページ

問 16 (令 1 乙) 「◆ハは出題当時は○、現在の規則では×」 と記載していますが、

「出題後の規則改正 (令 4.1.15) に伴い、現在では出題文どおりの条文はなくなったものの、改正後の規則 52 条 1 項 3 号の解釈により、この出題文が述べていることが可能である、と判断し、現在でも○」 と訂正します。

過去問 5 年 59 ページ

問 16 (令 1 乙) ○ハ。「出題当時は正しいが、規則改正により、現在では×」 と記載していますが、

「下に記載の C の規則 52 条 1 項 3 号の条文の解釈により、現在でも○」 と訂正します。

図解 CD・法令 ver 1 スライド 207 (注) ただし、ver 2 以降は訂正しています

問 16 (令 1 乙) ハ

ハの解説を、「改正後の条文の解釈により、現在でも○」 と、訂正します。

以上について訂正いたしますので、宜しくお願いします。